

児童発達支援・放課後等デイサービス

ここあーる

BCP・防災マニュアル

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するための、防災マニュアルです。

**第1に、人命の保護を最優先します。**

**第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。**

**第3に、余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。**

## 第1章 想定される災害および対策

### (1) 地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

### (2) 火災（火事）

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒現場確認、通報、避難誘導、初期消火

### (3) 台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあり得ます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

⇒土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

## 第2章 災害時における緊急の組織体制

### 1 災害対策室

#### (1) 設置時期

災害対策室を、震度5強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

#### (2) 設置場所

第一設置場所 児童発達支援・放課後デイサービス ここあーる

第二設置場所 児童発達支援・放課後デイサービス そえる

第三設置場所 法人役員自宅

必要機材	電話機、携帯電話、ファックス、 パソコン、プリンター、複写機、 事業所配置図、平面図、組織図、利用者児童名簿、職員名簿、 救急箱、飲料水、非常食料、毛布など
------	---

#### (3) 組織内容 (災害対策室)

代表

ここあーる	そえる
防災責任者	防災責任者
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者
・安否確認及び人数確認	
・連絡指揮・情報収集	

他スタッフ

・避難誘導・応急手当・医療機関への搬送・待避

#### (4) 任務

- ①被災状況（災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺）の情報収集、記録、報告
- ②震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、発表
- ③利用児童の安否の把握
- ④職員の安否の把握
- ⑤職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥救出・救助の応援指示
- ⑦札幌市および関係施設との情報交換、支援要請

## 2 緊急連絡網

### (1) 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

### (2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。長電話は避ける。（定型文で迅速化を図る）
- ③連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。ショートメールを使う
- ④被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。
- ⑥この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

## 3 情報の収集と提供

### (1) 収集方法等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録 - 1 (建物)	・事業所職員が収集 ・建物の被害調査を、建築業者に依頼
被害状況の把握と記録 - 2 (設備、物品等)	・事業所職員が収集 ・業者に電化製品や家具、遊具等の被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話等)	・業者に被害状況の調査を依頼
連絡 - 2 (その他関係先)	・関係防災情報一覧表 (次ページ) による

### (2) 注意事項

- ①職員の安否確認を行う。（建物内の職員、施設外出務中の職員）
- ②けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等（誰にでも見られる状態に）して、情報の一元管理を図る。
- ④災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- ⑤勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。

(3) 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防	札幌市消防局清田消防署	011-883-2100
	警察	北海道札幌市豊平警察署 清田交番	011-813-0110 011-881-2151
	区	清田区役所	011-889-2400
	道	北海道庁総務部危機対策局危機対策課	011-204-5007
交通情報	道路	北海道運輸局札幌運輸支局 日本道路交通情報センター 北海道支所	050-5540-2001 (音声後 0→3→7) 050-3369-6601
	バス	北海道中央バス（運行状況） 平岡営業所	011-881-2156
ライフライン	電気	北海道電力 札幌東ネットワークセンター 停電・電柱・電線など	0120-06-0339
	ガス	エネサンス北海道 白石ガスショップ	011-862-4101 (夜間等)011-643-2205
	水道	札幌市水道局	011-211-7770
	電話	NTT 東日本 電話の故障に関する問合せ NTT ドコモ東日本（116） NTT 災害用伝言ダイヤル（171） NTT 災害用伝言版（web171）	113 0120-444-113 0120-116-000 171 web171
気象情報	気象	気象予警報	177

【国土交通省】防災情報提供センター [ウェブページ] <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

#### 4 応急救護・初期消火・避難等

##### (1) 初期活動一覧表

応急 救護	職員による 応急措置	(1) 必要に応じて、応急手当を実施する。
	医療機関への搬 送	(1) 119番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。
初 期 消 火	火の始末	(1) 地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。 [点検場所] コンロ 給湯器 ポータブルストーブ (冬季使用時のみ)
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 (消火器、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所	清田緑小学校(ここあーる・そえる)
	非常持ち出し	・あらかじめ非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用児童名簿、職員名簿等
	大地震発生時の 落ち合い場所	・日頃からあらかじめ、施設建物も使用できなくなるような壊滅的な大被害の大災害時に備え、清田南公園を落ち合い場所とする。(職員全員に周知徹底しておく) ・落ち合い場所を変更する場合や、落ち合い場所に集まることができない場所は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。

## (2) 地震発生時の心得

### 【地震の心得10ヶ条】

#### ①まず体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかかし、しばらく様子を見ます。  
(窓ガラスからも離れる)

#### ②揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。  
(炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ)

#### ③火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声を掛け合い、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

#### ④あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。  
(外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます)

#### ⑤危険な場所には近寄るな

危険な場所(狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など)にいるときは、急いで離れます。

#### ⑥がけ崩れ、水害などに注意

がけ崩れ、水害などの危険区域では、安全な場所に速やかに避難します。

#### ⑦正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。  
デマに惑わされないよう注意します。

#### ⑧人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

#### ⑨避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で(車、自転車は使わない)。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。  
荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

#### ⑩自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

## 「震災」：応急対策のポイント

### (1) 安全確保

強い揺れが起きた時は、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れがおさまってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

### (2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。建物の倒壊の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用児童の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

### (3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、速やかに以下へ報告します。

※札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 TEL 011-211-2938

また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

### (4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。

### (5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。



## 「風水害」：応急対策のポイント

### (1) 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて清田緑小学校に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

### (2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、速やかに避難します。利用児童の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

### (3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、速やかに以下へ報告します。

※札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 TEL 011-211-2938

また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

### (4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

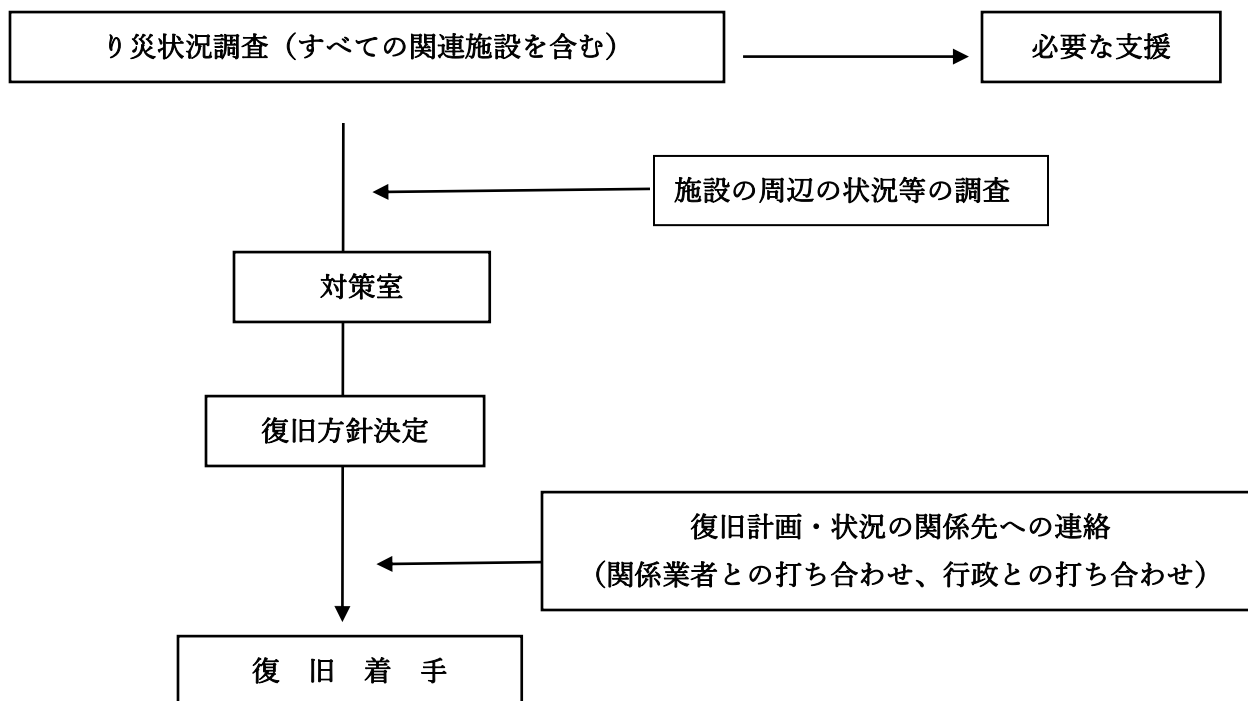
通所施設で風水害が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。

### (5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

## 5 復旧対策(B C P)

### (1) 復旧の流れ



### (2) 留意事項

①両事務所が使用不能時には、仮事務所を確保。

・法人役員自宅

②り災建物の警備体制を確保する。

③被災事業所が所在する地域社会の救援活動（および復旧計画）に、進んで協力する。

④避難場所の提供に協力する。

## 第3章 避難経路・消火設備

### 1 避難経路

指定緊急避難場所：清田緑小学校

所在地：清田緑小学校：清田7条3丁目

避難経路：ここあーるより徒歩5分

### 2 防災設備

消火器具・誘導灯設備

### 3 防災教育・避難訓練

#### (1) 防災教育

防災研修を定期的に実施します。

次の教育を定期的に実施します。

- ①各員の任務と行動基準について
- ②災害の一般知識について（地震、水害、火災等）
- ③応急処置について

#### (2) 避難訓練

避難訓練を、利用児童の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的(年2回、6月と11月)に行います。

#### (3) その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や道・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

作成履歴

令和5年8月1日作成

令和6年2月改定